

神石高原町ふれあいタクシーデジタルチケット・運行管理システム要件書

1. 業務の内容

受託者は神石高原町「ふれあいタクシー」運行管理システム構築に必要な作業、機器等の調達等を行う。また、町内展開に向けた運用構築及びマネジメントを行う。構築及び運用保守業務に関する具体的な仕様は下記のとおりとする。

(1) システム業務に関する要件

① 構築体制の確立

プロジェクトマネージャーをはじめとするシステム構築に必要な要員を確保し、当町と緊密な連絡体制を確立すること。

② システム構築に必要な詳細設計及びコンサルティング

システムの構築に必要な要件定義、基本設計、詳細設計を当町と協議し、設計書を作成する。必要に応じて運用に関するコンサルティングを行う。

③ システム構築に必要な会議における資料作成および会議録の作成

システム構築に必要な会議（打合せ等名称を問わず、受託事業者内での会議、当町と受託事業者との協議すべてをいう）の実施に必要な資料の作成、協議内容の記録、会議録の作成等を行う。

④ システム構築・運用に必要な機器、機材等の調達、設置

システムの構築や運用に必要な資器材の調達、設置、設定作業等を行う。

⑤ システムの構築作業

設計書に基づきソフトウェア構築、結合テスト、総合テスト、運用テストを経て本番運用を行う。

⑥ 車両アプリの導入

車両アプリを当町のアプリとして、提供するための一切の手続き及びその他公開に必要な作業を行う。また、上記の公開告知のための QR コード等の各種リンクの作成を行う。

⑦ システム構築及び運用に必要な各種文書の作成

以下に示す成果物を文書及び電子データで当町に提出する。

- ・業務完了報告書
- ・作業結果報告書
- ・アプリケーション仕様書
- ・設計書（システム構成図等）
- ・アプリケーション利用マニュアル
- ・管理者操作マニュアル
- ・その他、協議のうえ必要と判断したもの

⑧ 運用要員に対する研修の実施

当町が指定する者に対し、システムの運用に必要な操作研修を行う。

⑨ 特許関連

受託者はシステム構築にあたって、システム構築前に特許調査を実施し、権利侵害がない仕様で構築すること。

(2) システムの運用に関する要件

① 可用性・信頼性に関する要件

システムのサービス提供に係る稼働率を可能な限り向上させるようシステムを構成すること。計画する稼働率を提示すること。

データのリカバリを伴う復旧は相応の理由が無い限りにおいては数時間以内での復旧が可能であること。

大規模災害時はバックアップサイト（DR サイト）などを用いてサービス提供が継続して可能であること。

② 性能・拡張性に関する要件

システムの利用者数を約 2,000 人の想定とし、想定する利用者数に十分耐えうるレスポンス性能を有すること。また、利用者数増を見越した拡張性を有していること。システムに関しては、既に他国家交付金事業等で他自治体へ提供しており、実装実績のあるアプリをカスタマイズして提供すること。各種システムとの連動を行うための機能拡張性について考慮すること。

③ 運用・保守性に関する要件

アプリのサービス提供時間 24 時間 365 日とする。ただしメンテナンスを行うために必要な場合は、計画停止/点検保守のためにアプリのサービスを停止することができるものとする。アプリのサービスが正常に稼働しているかどうか常時監視を行うこと。アプリ運用サイトの性能やリソース使用状況を監視し、障害の予兆検出を行うこと。アプリ運用サイトの運用保守に関するマニュアルを整備すること。

運用開始後 1 年間は構築したシステムが安定稼働するようにバグ等の修正を無償で行うこととする。2 年目以降の運用保守業務については双方合意のうえ内容や金額を定めるものとする。

④ 汎用性に関する要件

アプリは国内で流通している主要なスマートフォン、タブレット（Android 端末 及び iOS 端末）等で動作すること。

利用者にとってわかりやすいメニュー構成、操作方法を提供すること。

⑤ セキュリティに関する要件

アプリログインやプッシュ通知等を不正に利用されないよう、適切なセキュリ

ティ対策を施すこと。

⑥ システム環境・エコロジーに関する要件

運用サイトはインターネット上のクラウドサービスを利用して提供すること。利用するクラウドサービスについては、国内に機器が設置され、国内法が適用されるもので、情報セキュリティマネジメントシステムに対応したサービスとすること。

⑦ 利用促進に関する要件

受託後に利用数等に関する KPI を設定し、システム配信前から利用者等への利用促進やダウンロード促進に向けた PR 支援を行うこと。また、アプリ利用者に対しての満足度調査を行うための設計および調査支援を行うこと。

⑧ 事前説明会、体験会等運用に関する要件

以下の資料作成、運営準備および講師業務を行うこと。

事前説明会：期間内に町内 4 ヶ所×各 1 回以上の実施予定。

体験会：期間内に町内 4 ヶ所×各 1 回以上の実施予定。

※受託後、協議の上決定し、変更する場合がある。

⑨ ステークホルダーとの連携

本アプリ構築に伴い、様々な町内関係者との意見調整を行う各種会議を行う予定であり、その運営支援を行うこと。

(3) アプリの機能および本業務に関する要件

別紙「機能一覧」に記載する要件を満たすこと。

2. 著作権・ライセンス等について

- (1) 納入される物品等に第三者が権利を有する著作権が含まれる場合、当該著作権の使用に係る一切の手続き及び費用については、受託者の負担と責任において行うこと。
- (2) 受託者は、本調達の成果品等に対する著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利（以下「著作権」という。）は、当町と相談の上で運用するものとする。ただし、本調達の成果品等において、受託者が従前から有していたパッケージプログラム及び受託者が本調達の遂行上新たに作成したパッケージプログラムの著作権は受託者、第三者が権利を有するパッケージプログラム（無償提供のもの、いわゆるフリーソフトを含む。）の著作権は当該第三者に留保されるものとする。
- (3) 受託者は、当町に対し、成果品等について著作権法第 18 条から第 20 条に定める著作者人格権を行使しない。

3. 業務履行にあたっての留意事項

- (1) 当町から提供があった情報及び関係資料については、本委託業務を遂行するにあたって必要な範囲でのみ使用することとし、業務外・目的外での一切の使用を禁ずる。また、業務終了後は速やかに返却すること。
- (2) 当町の条例・規則を遵守し、当町にとって適切な成果及び納品物が得られるよう、当町の立場に立ち、業務を遂行すること。また、本業務における課題、業務の見直し等必要な事項について、積極的に提案を行うこと。
- (3) 業務の遂行にあたっては、関係各課との連絡・調整を密に行い、別途協議が必要と判断された場合は、協議により随時打ち合わせの場を設けるものとする。また、作業の進捗状況について定期的に報告すること。
- (4) 業務遂行に係る必要な設備、機器類、システムの構築等については、すべて受託者が用意するものとする。また、それらの機器類は、受託者の責任で保守・管理及び故障対応すること。
- (5) 本業務、システムへの取材要請等があった場合は、必ず当町と協議のうえ、対応すること。
- (6) プライバシーポリシーや利用規約については、システム内で表示させ、ユーザーに同意を得る機能を設けること。
- (7) 本業務に係る管理責任者を定め、業務の全般にわたり業務管理を行うこと。
- (8) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。受託者内部においてもシステム構築・運用の目的外に利用してはならない。業務終了後も同様とする。
- (9) 受託者が業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。
- (10) 受託者は、本業務完了後において受託者の瑕疵等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに当町の必要と認める修正その他必要な作業を受託者の負担において行うものとする。
- (11) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて当町と受託者が協議して定める。また、円滑な構築・運用を図るため、協議後は記録簿を作成し、相互に確認することとする。
- (12) 本業務実施に当たり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法令その他関係規定を遵守すること。